



そのサイト、公式ですか？



チケット転売サイトにご用心！

近頃、間違って転売サイトで通常より高額なチケットを買ってしまったたり、転売サイトで買ったチケットが届かなかったり、使えなかつたりと言う相談が増えております。

また、新しくチケットの転売を規制する法律もでき、転売されたチケットでの入場は不可とするイベントも増えております。悪質な転売を行う者にだまされずイベントを楽しみましょう！

転売サイトで買うデメリット

・高額である

通常の**数倍から数十倍**の値段で販売されています。

・届かない場合がある

お金を払うと連絡が取れなくなる場合があります。

・転売されたチケットでは入場できない場合がある

入場に本人確認が必要な場合などは、入場を断られることがあります。

・そもそも転売された物を買うから転売がなくなる

転売を行う者がいなければ、あなたは正規の手段で定価のチケットを買えた可能性があります。



イベントを楽しむためのアドバイス

- ・チケットを購入するときは、まず、**公式サイト**を確認して、**正規販売店**や**正規販売価格**を確かめましょう（可能であればサイトから直接販売サイトにアクセスすると安心かと思われます）。
- ・**汎用検索サイト**などで興行名を検索したときに上位に出てきたものは**広告**であり、**公式サイト**、**販売店**ではない可能性があります。よく確認しましょう。

消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。

消費者ホットライン
イヤヤ！泣き寝入り！
局番なし **188**
身近な消費生活窓口



「あなたの守護霊が…」 占いサイトトラブルに注意！！



スマートフォンに「無料で占います」というようなメールが届いて占ってもらくと、無料で占うのは最初だけで次回からは高額なポイントを買わされてしまうというトラブルが増えています。

ポイントの購入により相手とメール等ができるシステムの占いサイトでは、相手の巧妙な誘導によりやり取りを続けていくうちに**気がつく**と**数百万円もつぎ込んでいた**という事例もあります。
おかしいと思ったらすぐに消費生活センターにご相談下さい。



消費生活無料法律相談会予定日



9月 11日(水) 午後 1時 30分から
10月 9日(水) 午後 3時 30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

お問い合わせ・申し込み TEL：0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)

《開設時間》 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

《電話番号》 0235-66-5451

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

